



## 電話で勧誘されて購入した健康食品の定期購入トラブル

～「今ならお試し価格でお安く」にご注意～



### 事例

健康食品販売業者から電話があり、「今ならお試し価格でお安くなっています。」などと勧められ、しつこかったので1回だけと言って契約した。しかし、届いた契約書類を見ると定期購入になっていた。

※契約書をよく読み、おかしいと思ったらすぐに確認を取りましょう。

※悪質な業者の場合、断っても強引に送り付けてくる場合があります。その場合は、すぐにお近くの消費生活センターに相談しましょう。

## 悪質な訪問販売業者に注意！！

－ 高齢者一人暮らし・夫婦世帯が狙われる －

悪質な訪問販売業者によって契約を結ばされたという相談が増加しております。「おかしい、あやしい」と思った場合はすぐに消費生活センターに相談しましょう！



### 事例

以前、購入したことがある訪問販売業者が、数年ぶりに訪問してきて有名寝具販売業者が作ったものだと言って毛布を持ってきた。「安くする」、「私の知人にも売ってきた」というので契約したが、よく考えてみるとやはり高額だし、有名寝具販売業者の製品ではないようなので返品したい。

※訪問販売は契約書面受領日から8日以内であればクーリング・オフで解約できます。すぐに相談しましょう。

※契約してから8日間を過ぎている場合でも、業者の説明や契約書に不備がある場合はクーリング・オフや他の方法で契約解除できることがあります。あきらめずに相談しましょう！

消費者トラブルにあった場合は消費者ホットライン『188』、  
土日祝日は警察『#9110』までお電話下さい。





## 歩行型除雪機は正しく使ってください！



### 事例1

除雪機を使用中に投雪口に詰まった雪を取り除こうとして、右手の指を骨折した。

### 事例2

除雪機で緩やかな下り坂をバックしようとしたところ、足が引っかかり下敷きになって死亡した。

※作業前に取扱説明書をよく読み、除雪機の正しい使い方を理解しましょう。

※雪詰まりを取り除くときは、エンジンを停止し、鍵を抜き、回転部が完全に止まったことを確認してから、雪かき棒を使って雪を取り除きましょう。

※安全装置は、作動するか必ず確認し、安全装置が正しく作動しない状態では絶対に使用してはいけません。



## 消費生活無料法律相談会開催日



・1月 8日(水)      [ 午後 1時 30分 から ]  
・2月 5日(水)      [ 午後 3時 30分 まで ]

※相談時間はお一人様30分となります。また、事前の予約と聞き取りが必要です。2日前までにお電話下さい。



## ～消費者生活出前講座のご案内～



庄内消費生活センターでは、悪質商法・架空請求・契約トラブルなどの被害未然防止や消費生活に関する知識の普及・向上を図るための出前講座を開催しています。講師が出向き、最近の事例を交えながら、トラブルの対処方法等について説明します。

講座に関するお問い合わせ・お申し込み専用 TEL:0235-66-5453

## 庄内消費生活センター

東田川郡三川町大字横山字袖東19-1(庄内総合支庁 1階)  
《開設時間》 午前9時～午後5時 (土日祝日・年末年始を除く)  
《電話番号》 0235-66-5451

相談してケロ!



☆消費者ホットライン(188)もご利用下さい☆

交通事故相談所も併設しております。交通事故でお困りの方はご相談ください。  
山形県交通事故相談所 庄内支所 TEL:0235-66-5452

